

控 訴 状

令和2年8月17日

広島高等裁判所 御中

〒740-0017 山口県岩国市今津町2丁目17-16 (送達場所)  
原告 井原勝介  
(電話 0827-21-9807)

〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14-51  
被控訴人 岩国市  
同代表者兼処分行政庁 岩国市長 福田良彦

公文書非開示決定処分取消請求控訴事件

訴訟物の価額 1,600,000円 (算定不能)

貼用印紙額 19,500円

上記当事者間の山口地方裁判所令和元年(行ウ)第3号 公文書非開示決定処分取消請求事件について、令和2年8月5日下記判決の言渡しを受け、同日判決正本の送達を受けたが、同判決は不服であるから控訴を提起する。

原判決の表示(主文)

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁(岩国市長 福田良彦)が、控訴人に対し、平成30年1月25日付けで行った「愛宕山運動施設(愛宕スポーツコンプレックス)の共同使用に伴う現地実施協定書(平成29年10月20日付)」と題する文書を非開示とする決定を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。との判決を求める。

控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。